岡山県建築住宅センター株式会社

確認検査業務手数料規程

平成12年 9月 1日 制定 令和 6年12月25日 改定

(趣旨)

第1条 この手数料規程は、別に定める岡山県建築住宅センター株式会社確認検査業務規程第47条に基づき、岡山県建築住宅センター株式会社(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務及び仮使用認定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、この規程はセンターが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1の(1) 欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、計画変更対象となる建築物の床面積 の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。ただし、床面積 増加及び別棟増築の場合は、増加床面積を加算し算定する。
- 3 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る確認申請手数料の額は、既存床 面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する別表第 1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 5 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加 算した床面積の合計として別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 6 構造計算要の構造計算とは、法第20条第1項第2号及び第3号、法第86条の7に 規定される構造計算及び施行令第46条第4項に基づく壁量計算とする。
- 7 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は、別表第1の(1)欄に掲げる 手数料に同表の(2)欄に掲げる手数料を加算する。
- 8 建築基準法第6条の3特定構造計算基準第1項ただし書きに定めるルート2審査を 行う場合、建築基準法施行令第39条第3項に定める特定天井を有する場合、同法第5 6条第7項の規定により政令で定める天空率による場合、構造計算が複数棟ある場合及 び既存不適格建築物への遡及適用がある場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に 同表の(3)欄に掲げる手数料を加算する。
- 9 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。

(昇降機等に関する確認申請の手数料)

第3条 昇降機の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一機につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

2 昇降機以外の建築設備の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する確認申請の手数料)

- 第4条 工作物の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の工作物につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 工作物で高さ10mを超えるもの、遊戯施設及びプラント等、建築物に一体となる構造物など特殊なものについては、別途協議による。

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

- 第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 完了検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、中間検査が有るものは別表第2 の(2)欄に、中間検査の無いものは同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。
- 3 既存建築物に増築した場合で、中間検査が有るものの完了検査申請に係る手数料の額は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第2の(2)欄に掲げる手数料の額、中間検査が無いものは既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。
- 4 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第2の(1)欄から(3)欄に 該当する手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。
- 5 他機関で建築確認又は中間検査を行った場合の中間検査申請及び完了検査申請に係る手数料の額は、別表第2の(1)欄から(3)欄に該当する手数料の額に別表第1の(1)欄に該当する手数料の額の二分の一を加算する。

(昇降機等に関する完了検査の申請手数料)

- 第6条 昇降機の完了検査申請手数料の額は、一機につき、別表第2の(3)欄に掲げる 手数料の額とする。
- 2 昇降機以外の建築設備の完了検査申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手 数料の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請手数料の額は、一の工作物につき、別表第2の(3)欄に 掲げる手数料の額とする。

(仮使用認定に関する手数料)

第8条 仮使用認定手数料の額は、申請一件につき、別表第3の欄に掲げる手数料の額と する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料 加算額) 第9条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査手数料の加算 額は、申請一件につき、別表第4の欄に掲げる手数料の額とする。

(その他)

- 第10 第2条から第9に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを 得ない事情が生じた場合は改正することができる。
- 2 第2条から第9に定める手数料の額について、センターが特別の事情があると認めた 場合は、減額することができる。
- 3 証明手数料

センターが交付した確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書の証明 手数料は、1通につき1,000円に消費税を加えた金額とする。

(附則)

- この手数料規程は、平成12年 9月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成16年 7月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成19年 6月20日から施行する。
- この手数料規程は、平成19年12月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成20年 6月20日から施行する。
- この手数料規程は、平成20年12月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成23年 6月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成27年11月 1日から施行する。
- この手数料規程は、平成28年 7月 1日から施行する。
- この手数料規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この手数料規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
- この手数料規程は、令和 6年12月25日から施行する。